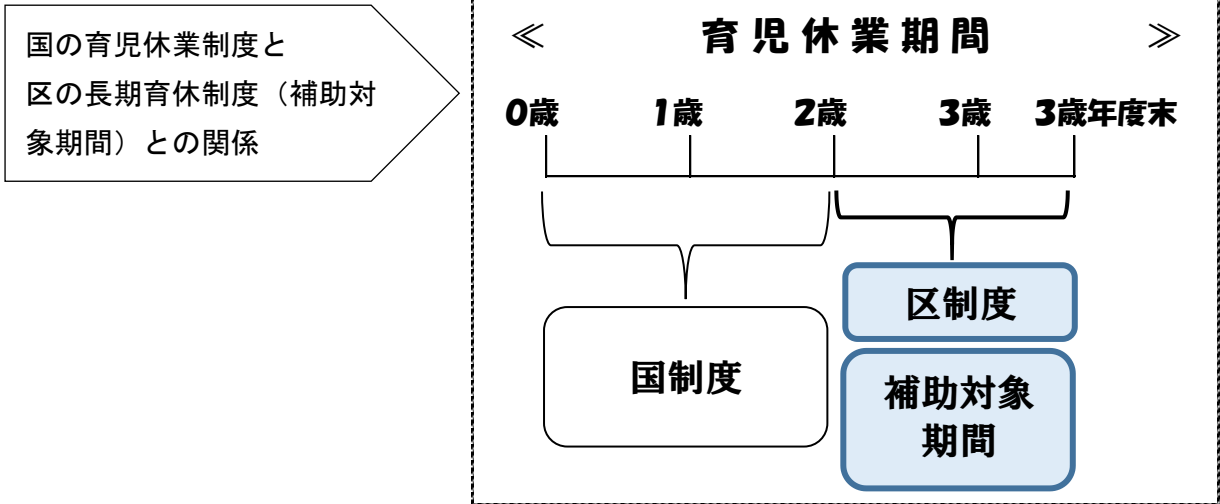


江戸川区長期育休支援制度のご案内

江戸川区では、2歳以降も引き続き育児休業を取得できるように環境整備をした区内事業所を、ワーク・ライフ・バランスの向上に積極的に取り組んでいる子育て先進企業として認定し、代替従業員にかかる求人広告費及び賃金差額を補助します。

また、認定された事業所に勤める区内在住の従業員に対し、国の育児休業給付金と同水準の支援金を支給します。



— 目次 —

補助の要件

- ① 事業所 2
- ② 育休者 3

補助の種類（事業所へ）

- 1. 認定制度 6
- 2. 求人広告費補助 8
- 3. 代替従業員と育休者の賃金差額補助 9

補助の種類（育休者へ）

- 長期育休支援金 12

問い合わせ先：子育て支援課計画係（5662-0659）

補助の要件

① 事業所

P6の認定制度において認定される事業所は、次の全ての要件に該当する中小企業等が対象となります。

(1) 「資本金又は出資額」または「従業員数」が、以下の基準に該当すること。

業種	資本金又は出資額	従業員数
製造業/その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業 (飲食業も含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

※個人事業主は、従業員数が上記基準に該当していること

※業種の確認には、別紙「業種の分類」を参照

(2) 「法人」と「個人の事業主」にあつては、以下の基準に該当すること。

	法人	個人事業主
所在地・住所	本店を江戸川区内に有していること	自宅住所を江戸川区内に有していること ※主たる事業所を区内に有しており、3年以上経営実績のある場合は、この限りでない
経営	江戸川区内で引き続き1年以上同一事業を経営 ※区内に本店を移して1年未満でも、区外の期間を含めて通算営業期間が1年以上あれば対象	江戸川区内で引き続き1年以上同一事業を経営
税関係	・法人住民税及び法人事業税の未納がないこと ・特別区住民税都民税の特別徴収分の未納がないこと	・特別区住民税又は市町村民税及び個人事業税(該当のある場合)の未納がないこと ・特別区住民税都民税の特別徴収分の未納がないこと

(3) 希望する従業員がいた場合、子が2歳に達した日以降の育休が可能となる規定を定めた就業規則(育児休業規定)があること。

- ・ 育休の期間は、子が3歳に達する日を超えていること。
- ・ 労働基準監督署に提出していること。

育休の期間は子が3歳に達する日を超えていることが最低条件になりますが、就業規則上「3歳の誕生日まで」とすると、年度途中で従業員の子を保育園等に入園させることとなります。

保育園の待機児童が多い昨今、年度途中で保育園に入園させることは難しい状況が続いており、従業員の職場復帰も困難となってしまうため、年度の切り替えとなる「3歳に達する日以降の最初の3月31日まで」とすることを区として推奨しています。

(4) 法律に基づく資格、許認可等を要する業種にあつては、その資格を有し、又は許認可等を受けていること。

②育休者

育休者は、次の全ての要件に該当する者が対象となります。

- (1) 各補助金等の申請日及び申請対象時点において、江戸川区民であること。
- (2) P6の認定制度において、認定された事業所に勤めていること。
- (3) 国の育休制度と連続して、区の育休支援制度を開始していること。

※ 以下のパターンは**対象**(認定を受けた事業所に勤めている従業員が前提)

A 国の育休制度と同じ取得者が連続して、区の育休支援制度を開始

	0歳	1歳	1歳半	2歳	3歳	3歳の年度末
母	国の育休制度			区の育休支援制度		
父	育休取得なし					

B 国の育休制度を配偶者と交代して取得し、どちらかが区の育休支援制度を開始

	0歳	1歳	1歳半	2歳	3歳	3歳の年度末
母	国の育休制度	職場復帰		区の育休支援制度		
父	育休取得なし		国の育休制度	職場復帰		
母	国の育休制度	職場復帰				3歳の年度末
父	育休取得なし		国の育休制度	区の育休支援制度		

C 国の育休制度を配偶者と同時に取得し、連続してどちらかが区の育休支援制度を開始

	0歳	1歳	1歳半	2歳	3歳	3歳の年度末
母	国の育休制度			区の育休支援制度		
父	国の育休制度			職場復帰		

D 国の育休制度を取得した者の配偶者が区の育休支援制度を開始

	0歳	1歳	1歳半	2歳	3歳	3歳の年度末
母	国の育休制度			職場復帰		
父	育休取得なし			区の育休支援制度		

※ 以下のパターンは**対象外**(認定を受けた事業所に勤めている従業員が前提)

a 国の育休制度を取得後、職場へ復帰し育休を再開

	0歳	1歳	1歳半	2歳	3歳	3歳の年度末
	国の育休制度			職場復帰	区の育休×	

b 国の育休制度を取得後、勤めていた会社を退職し、区内事業所に転職して育休を再開

	0歳	1歳	1歳半	2歳	3歳	3歳の年度末
	国の育休制度			退職	区の育休×	

c 国の育休制度を配偶者と同時に取得し、連続してどちらも2歳以降に育休を取得(どちらか一方の育休が対象)

	0歳	1歳	1歳半	2歳	3歳	3歳の年度末
母	国の育休制度			区の育休支援制度△		
父	国の育休制度			区の育休支援制度△		

※どちらか一方の育休のみが対象

d 国の育休制度を配偶者と交代して取得し、連続してどちらも育休を取得(どちらか一方の育休が対象)

	0歳	1歳	1歳半	2歳	3歳	3歳の年度末
母	国の育休制度	職場復帰	区の育休支援制度△			
父	職場復帰	国の育休制度	区の育休支援制度△			

※どちらか一方の育休のみが対象

※ きょうだいで育休を取得する場合

- i 上の子が区の育休支援を受けている間に、下の子で国の育休制度(産前産後休業を取得する場合は産前産後休業)を取得
→ 下の子の国の育休制度(産前産後休業を取得する場合は産前産後休業)を取得した時点で、区の育休支援対象となくなります。
- ii 上の子が国の育休制度を利用中に、下の子が国の育休制度(産前産後休業を取得する場合は産前産後休業)を取得
→ 上の子が2歳を超えても区の育休支援制度の対象とはならず、下の子が2歳を超えてから補助対象となります。
※ ただし、「求人広告費補助」や「代替従業員と育休者の賃金差補助」の各契約日は、上の子の妊娠届を提出した日以降になります。各補助金の申請は、下の子が2歳を超えてからとなります。

区の育休支援制度から連続して次の子を出産した場合、下の子が国の育児休業給付金の対象とならない場合があります。(育児休業は取得可)
詳しくは、事業所を管轄するハローワークにご確認ください。

(参考) 国の育児休業給付金の支給要件

- ・対象児の育児休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が12ヵ月以上ある。
- ・やむを得ない理由(出産を含む)の場合、「育児休業開始前2年間」が「最長4年間」まで緩和可能。

- (4) 国の育休制度を取得したのと同じ事業所に雇用されていること。
 - ・期間を定めて雇用されている場合は、区の育休支援制度の終了日までに、労働契約が満了しないこと。
- (5) 上記事業所は、①で規定する区内事業所であること。
 - ・国の育休制度時には、他区の企業に勤めていたなど①の要件に該当しない場合は対象外。
 - ・P2①の要件に該当している事業所(本店や主たる事業所が区内)において、国の育休制度時は他区の事業所に配属され、2歳以降は区内の事業所に異動になった場合は、対象となります。
- (6) 国の育休制度及び区の育休支援制度のあいだに、認可保育施設(認可保育所、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所)、幼稚園、認証保育所を定期利用していないこと。(無償化対象者は、認可外保育施設も含み定期利用していないこと)

補助の種類 (事業所へ)

1. 認定制度

2歳以降も育児休業をとれる環境に整備した事業所をワーク・ライフ・バランスの向上に積極的に取り組む、子育て先進企業として認定します。育児休業を取得する予定の従業員がいなくても認定申請できます。

※「補助の要件」P2①事業所(1)から(4)の要件を満たしている必要があります。

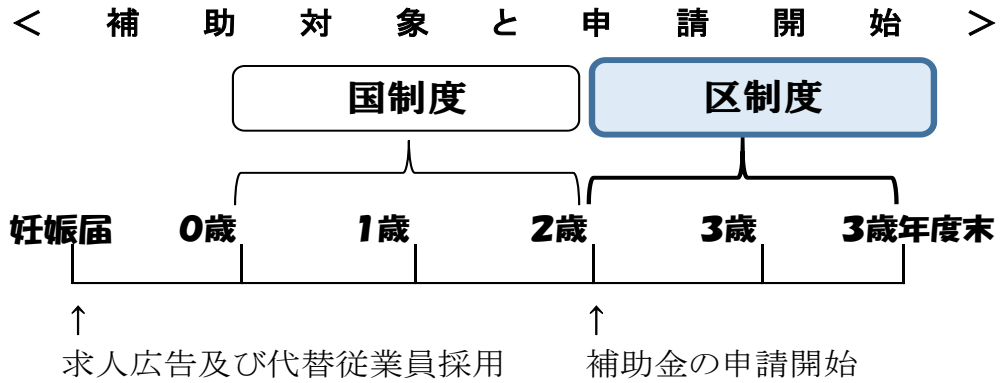
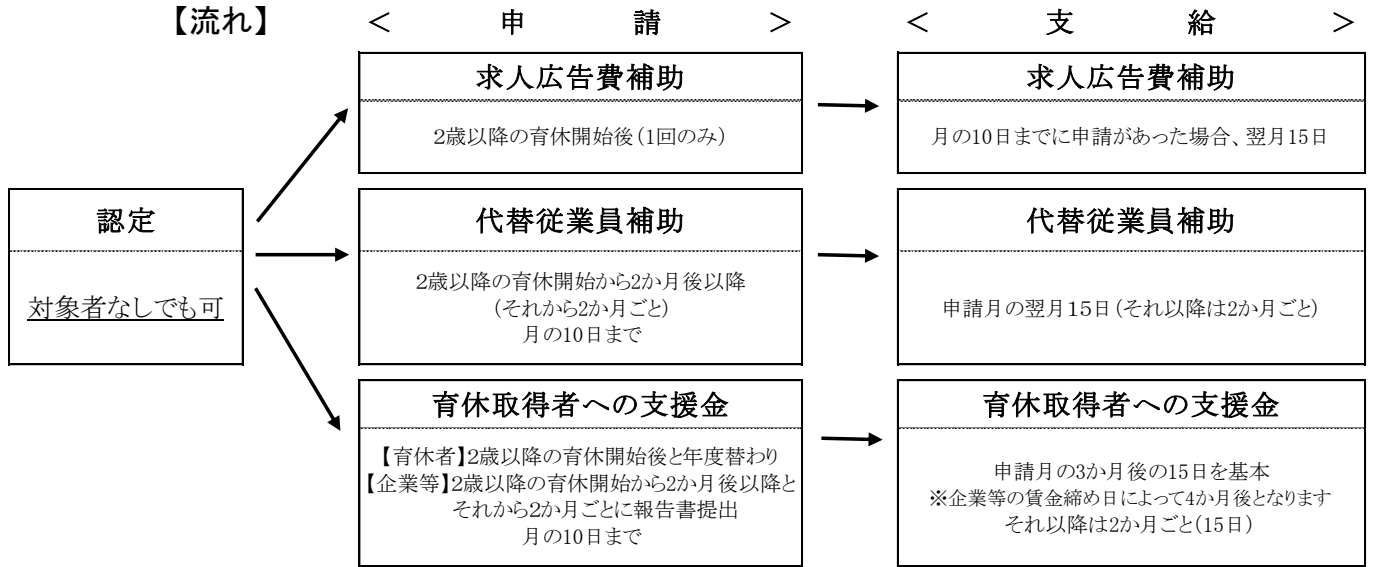
(1) 申請手続きについて (必要書類)

以下の書類を区へ提出してください。履歴事項証明書や納税証明書、住民票は申請日より3か月以内に取得したものをお願いします。これらは、写しでも可です。

法人	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書 (3か月以内のもの) ・労働保険料申告書の写し (直近の労働局又は労働基準監督署の受理印があるもの) ・法人都民税及び法人事業税の各納税証明書 (3か月以内のもの) ・法律に基づく資格及び許認可等を要する業種にあっては、その資格及び許認可等を有することの証明書 (最新のもの) の写し ・就業規則 (労働基準監督署の受理印があるもの) <p>※育児休業規程に該当する箇所</p>
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・事業沿革書 (様式自由、創業から事業の沿革を記載、記名・押印) ・労働保険料申告書の写し (直近の労働局又は労働基準監督署の受理印があるもの) ・雇用保険適用事業所設置届の写し (ハローワークの受理印があるもの) ・市町村民税及び個人事業税 (該当のある場合) の各納税証明書 (市町村民税は江戸川区外に住民登録がある場合) (3か月以内のもの) ・住民票 (江戸川区外に住民登録がある場合 (3か月以内のもの)) ・法律に基づく資格及び許認可等を要する業種にあっては、その資格及び許認可等を有することの証明書 (最新のもの) の写し ・就業規則 (労働基準監督署の受理印があるもの) <p>※育児休業規程に該当する箇所</p>

(2) 認定について

- 申請内容を審査後、区が認定を行い、認定証を発行します。
- 区からの認定後に、中小企業等への補助金及び育休取得者への支援金の申請が可能となります。
- 「補助の要件」①事業所(1)から(4)の要件のいずれかを満たさなくなった場合は、認定を取り消します。



2. 求人広告費補助

(1) 補助対象について

- 育休者又はその配偶者が、妊娠届を提出した日以降の求人広告費が対象となります。
 - ・ 求人広告費とは、ネットや雑誌等に掲載する求人広告に関する費用をいう。求人広告にかかる契約書をもって金額を確認。
 - ・ 人材紹介会社を利用した時や自社ホームページを採用活動用にリニューアルした時などに発生する費用も含まれます。ただし従業員が残業して自社ホームページをリニューアルした際の時間外手当などは対象になりません。
 - ・ 育休者又はその配偶者が妊娠届を提出した日以降の求人等であれば、採用不採用及び申請日におけるその従業員の在籍状況に関わらず対象。

(2) 補助金額について

- 求人広告費に1/2をかけた額(千円未満切り捨て、最大補助額50万円)となります。
 - ・ 求人広告費の対象となる契約が複数ある場合は、契約額を合算してください。

(3) 申請手続きについて

- 申請は、育休者1人につき1回のみとなります。
- 申請時期は、国の育休制度を終了し、区の育休支援制度を開始してから育休終了月までとなります。
- 申請書と一緒に以下の書類を区へ提出してください。
 - 1 母子手帳の交付日と氏名がわかる箇所の写し(江戸川区の場合は母子手帳の表紙)
 - 2 育児休業給付金支給決定通知書(1歳6か月以降延長した際のもの)の写し
 - 3 育児休業給付金支給期間最終月と申請月の賃金台帳
 - 4 育休者の雇用契約書の写し
 - 5 求人広告掲載契約書、掲載した広告の写し、採用活動経費に関する契約書等、支出したことが分かる領収書
 - 6 請求書兼支払金口座振替依頼書(区様式)
 - 7 その他区長が必要と認める書類

(4) 支払いについて

- 申請内容を審査後、補助金の交付決定通知を当該事業所に通知します。
- 交付決定後、月の10日までに申請いただいたものについて、翌月15日までに指定口座に支払います。

3. 代替従業員と育休者の賃金差額補助

(1) 補助対象について

- 区の育休支援制度期間中において、代替従業員の賃金月額が育休者の賃金月額を上回る場合の差額を補助します。
- 算定対象となる賃金月額は、以下のとおりです。
 - a 代替従業員 固定的賃金(時間外手当、休日手当その他の手当及び賞与を除く)
 - b 育休者 固定的賃金(時間外手当、休日手当その他の手当及び賞与を除く)とし、国の育児休業開始月の前(産前産後休業をした場合は産前産後休業の開始月の前)6か月間の固定的賃金の平均
- この補助金にかかる代替従業員とは、以下のことを言います。
 - ・ 常勤や非常勤、パートなど雇用形態は問わず、派遣従業員も含む。
 - ・ 育休者又はその配偶者が妊娠届を提出した日以降に採用(契約)した従業員が対象。労働条件通知書、雇用契約書、派遣契約書などで確認。
 - ・ 事業所の役員の3親等以内の親族関係にある者を除く。

※代替従業員は、事業所が月ごとに指定できます。

※必ずしも、育休者の仕事を代替している必要はありません。
- 上記代替従業員が算定対象となるには、以下の範囲内である必要があります。
 - ・ 育休者の労働時間数(※1)以内の労働時間数であること。ただし労働時間数の上限(※2)は、173時間(※3)とします。
 - ※ この補助金でいう「労働時間数」は、時間外労働時間及び休日労働時間を除いた「法定内労働時間数」です。
 - ※1 育休取得者のひと月の労働時間数
→ 国の育児休業開始月の前(産前産後休業をした場合は産前産後休業の開始月の前)6か月間の労働時間数の平均となります。
 - ※2 代替従業員が上限を超える労働時間数であった場合、賃金は上限である173時間分の賃金が対象となります。
 - ※3 1年間の総労働日数の上限2,085時間を12か月で除した数(小数点以下切り捨て)です。割増賃金の計算の基礎とする時間ではなく、この補助金のみ適用があるものです。
 - ・ 上記、育休取得者の労働時間数以内であれば、2名まで代替従業員を算定することができます。

例1 (代替従業員1人)

育休取得者

労働時間数：173時間

※国制度育休等開始前6か月の平均 (上限173時間)

代替従業員

労働時間数：173時間

※上限173時間

例2 (代替従業員2人)

育休取得者

労働時間数：173時間

※国制度育休等開始前6か月の平均 (上限173時間)

代替従業員①

労働時間数：150時間

代替従業員②

労働時間数：23時間

※173時間以内で代替従業員①の残り

(2) 補助金額について

○ 育休取得者一人につき、ひと月あたりの補助金の交付額は、代替従業員と育休取得者の賃金差額と250,000円(補助基準額)を比較して、少ない方に1/2をかけた額(千円未満切り捨て)です。

差額が上限より高い例

代替 従業員	月額50万円		ア 50万円-20万円→差額30万円 アに補助率1/2をかける→15万円 15万円と上限12万5千円を比べて低い額を支給 支給額は12万5千円
育休 取得者	月額20万円		

差額が上限より低い例

代替 従業員	月額35万円		ア 35万円-20万円→差額15万円 アに補助率1/2をかける→7万5千円 7万5千円と上限12万5千円を比べて低い額を支給 支給額は7万5千円
育休 取得者	月額20万円		

(3) 申請時期・支払いについて

- 申請時期は、国の育休制度を終了し、区の育休支援制度を開始した月の2か月後(事業所の締日によっては3か月後)から開始となります。それ以降は、2か月に1回行い、育休終了月の翌月までとなります。申請書は、月の10日までに提出をお願いします。
 - ・ 申請の単位として、月ごと(月内の対象期間は、各企業等の賃金計算期間が基準)になります。
- 申請内容を審査後、補助金の交付決定通知を当該企業等に通知します。
- 交付決定後、申請月の翌月15日までに指定口座に支払います。

<区制度の育休開始が5日、賃金締切日が15日の場合>

※区制度育休開始月から2か月後に申請

①	育休開始(区制度)	賃金締切日
	6月5日	6月15日
②	6月16日	7月15日
申請	8月10日まで	
支給	9月15日	

<区制度の育休開始が29日、賃金締切日が15日の場合>

※区制度育休開始月から3か月後に申請

①	育休開始(区制度)	賃金締切日
	6月29日	7月15日
②	7月16日	8月15日
申請	9月10日まで	
支給	10月15日	

- 申請書と一緒に以下の書類を区へ提出してください。
 - 1 母子手帳の交付日と氏名がわかる箇所の写し(母子手帳の表紙)(初回のみ)
 - 2 育児休業給付金支給決定通知書(1歳6か月以降延長した際のもの)の写し(初回のみ)
 - 3 育児休業給付金支給期間最終月と申請月の賃金台帳(初回のみ)
 - 4 育休者の雇用契約書の写し
 - 5 代替従業員の労働条件通知書、雇用契約書、派遣契約書等(初回のみ)
 - 6 育休取得者の国制度育児休業開始月の前(産前産後休業を取得した場合は産前産後休業開始月の前)6か月分の賃金台帳
 - 7 育休取得者及び代替従業員の申請する期間(前月と前々月)の賃金台帳(代替従業員が派遣の場合は、派遣元に支払った金額が分かるもの)
 - 8 請求書兼支払金口座振替依頼書(区様式)
 - 9 その他区長が必要と認める書類

(4) 職場復帰支援策

- 当補助金の申請にあたっては、育休者が育休終了後スムーズに職場復帰ができるために、事業所がどのように支援していくのか記載していただきます。

補助の種類 (育休者へ)

長期育休支援金

(1) 補助対象・補助金額について

- 国の育児休業給付金(育休開始後6か月以降の金額)と同水準を、認定を受けた事業所に勤める区内在住の従業員に支給します。
 - ・ 育児休業給付金(育休開始後6か月以降の金額)は、育休取得者の賃金(国が算定)の50%となります。なお、区の補助金額は千円未満切り捨てとなります。
 - ・ 国の育児休業を配偶者が取得し、区の育休支援制度で初めて育児休業を取得する従業員の支給金額は、育児休業給付金と同じ方法で算定します。
 - ・ 支援金の支給とならない対象(育休中の就業日数・時間)や支援金の減額(育休期間中の賃金)に関することは、育児休業給付金と同基準となります。
 - ・ 区の育休支援制度の開始月や終了月において、1か月未満である場合は、日割り計算となります。(該当月における、区制度の育休の対象日(企業等の休日を含む)で計算します。)

(2) 申請時期について

- 申請時期は、国の育休制度を終了し、連続して区の育休支援制度を開始した月から開始となります。それ以降は、年度替わりに行います。申請書は、勤めている区内事業所を通して行います。
 - ・ 育児休業給付金支給決定通知書(1歳6か月以降延長した際のもの)と育休者の雇用契約書の写しを添付してください。
- 上記申請書以外に事業所は、育休者の育休期間中の就労状況等を確認するため報告書を区へ提出する必要があります。提出は、育休者からの上記申請があった2か月後(事業所の締日によっては3か月後)の10日までに提出し、それ以降は2か月ごと(10日まで)に提出してください。
 - 1 育休取得者の育児休業給付金支給期間最終月の賃金台帳
 - 2 育休取得者の報告書提出月の前月と前々月の賃金台帳
 - 3 育休取得者の区制度の育休を開始する月の前6か月間の賃金台帳(該当ある場合)

※代替賃金差額補助を活用している事業所は1～3を省略できます。

(3) 支払いについて

- 申請内容を審査後、補助金の交付決定通知を当該育休取得者に通知します。
- 交付決定後、初回は申請月の3か月後又は4か月後の15日に育休者が指定した口座に振り込みます。それ以降は、2か月ごと(15日)に支払います。
- 事業所からの報告書をもって、育休者への支払いとなりますので、期日までの提出をお願いします。

< 区制度の育休開始が5日、賃金締切日が15日の場合 >

※区の育休支援制度開始月から3か月後に支給

①	育休開始(区制度)	賃金締切日
	6月5日	6月15日
②	6月16日	7月15日
育休者の申請		6月5日以降
事業所による報告		8月10日まで
支給		9月15日

< 区制度の育休開始が29日、賃金締切日が15日の場合 >

※区の育休支援制度開始月から4か月後に支給

①	育休開始(区制度)	賃金締切日
	6月29日	7月15日
②	7月16日	8月15日
育休者の申請		6月29日以降
事業所による報告		9月10日まで
支給		10月15日

(4) その他

- 来庁していただき、育休者本人によるマイナンバーの提供が必要になります。来庁が難しい場合はご相談ください。
- この支援金は、雑所得として課税対象になりますのでご注意ください。

別紙 「業種の分類」

江戸川区長期育休支援制度における、業種の分類は以下によるものとする。	
業種	分類項目 (日本標準産業分類)
製造業その他	下記以外すべて
卸売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち
	中分類50 (各種商品卸売)
	中分類51 (繊維・衣服等卸売業)
	中分類52 (飲食料品卸売業)
	中分類53 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)
	中分類54 (機械器具卸売業)
中分類55 (その他の卸売業)	
小売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち
	中分類56 (各種商品小売業)
	中分類57 (織物・衣服・身の回り品小売業)
	中分類58 (飲食料品小売業)
	中分類59 (機械器具小売)
	中分類60 (その他の小売業)
	中分類61 (無店舗小売業)
	大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち
	中分類76 (飲食店)
	中分類77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G (情報通信業)のうち
	中分類38 (放送業)
	中分類39 (情報サービス業)
	小分類411 (映像情報制作・配給業)
	小分類412 (音声情報制作業)
	小分類415 (広告制作業)
	小分類416 (映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)
	大分類K (不動産業、物品賃貸業)のうち
	小分類693 (駐車場業)
	中分類70 (物品賃貸業)
	大分類L (学術研究、専門・技術サービス業)
	大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち
	中分類75 (宿泊業)
	大分類N (生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791 (旅行業)は除く
	大分類O (教育、学習支援業)
	大分類P (医療、福祉)
	大分類Q (複合サービス事業)
大分類R (サービス業<他に分類されないもの>)	